

びよんど

Beyond gender

2019.8 VOL.46

「やめてください。」
「私はイヤです。」



あなたは言えますか？

平男

等子

Part

特集

みとちゃんが教えてくれるひらおとひとこの男女のヒミツ7

～ハラスメントって何？～2・3・4・5

水戸市男女平等参画に関する「市民調査」と「事業所調査」を行いました。 6

9月は水戸市男女平等参画推進月間です 7

さんかくデータ 8

男女共同参画都市宣言

美しい自然に恵まれ豊かな歴史を育んできた、わたしたちのまち水戸
わたしたちは、水戸のまちをさらに輝きあふれる明日へとつなぐため、「平等・創造・平和」を基本理念とし、男女がともにわがまち、ともにつくる社会の実現に向け、水戸市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1 わたしたちは、ともに一人ひとりが尊重しあい、平等のもとに生き生きと暮らせるまち水戸をつくります。
- 1 わたしたちは、ともに自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、次の世代へとつなぐ豊かでゆとりのあるまち水戸をつくります。
- 1 わたしたちは、ともに地球環境を守り、世界へ向けて、友情と平和の輪を広げるまち水戸をつくります。

平成8年4月1日

水戸市

みとちゃんが教えてくれる



水戸市マスコットキャラクター
「みとちゃん」

平男

等子

ひらお とひとこの

Part
男女のヒミツ7

～ハラスメントって何?～

あらあら、なんだかもめている様子の“ひらお（平男）”と“ひとこ（等子）”。
いつも仲良しなのに、何が原因なのでしょう。二人の会話をちょっと聞いてみましょう。



等子～。何でそんなに怒るの？



平男なんか知らない！



「今日の服かわいいね。僕好みだなあ～。」って言っただけじゃない。「似合ってる」っていう意味で言っただけなのに何がいけないのさ！



平男には関係ないでしょ。洋服ほめてもらうのはうれしいけれど、なんだか気持ち悪い。私だからいいけど、そんな言い方したら、他の人には「セクハラ」って言われちゃうよ。



そんな～。不愉快な思いをさせたらごめんよ。でも「セクハラ」ってひどくない？



そうね。私もちょっと言い過ぎたかもしれない。でも「セクハラ」と決めるのは私で、平男じゃないよ。相手を不快にさせる言葉はよくないし、冗談のつもりでも相手は傷つくこともあるから。



セクハラって「セクシュアルハラスメント」のことだよ。○○ハラスメントって言葉は最近よく耳にするけれど、ぼくよくわからないなあ……。



困った時は！ そうそう強～い味方がいるじゃない。ねっ！ “男女のヒミツ”
教えて～みとちゃん！(^ ^)!



はい！みんな、こんにちは～♪
水戸市のマスコットキャラクター「みとちゃん」だよ！
2人の疑問「ハラスメント」についてわかりやすく教えてあげるね♪



言葉 編

ハラスメントは、「嫌がらせ」や「いじめ」のことだよ。他の人に対する発言や行動が、本人の意識の有無に関係なく、相手を不愉快にさせたり傷つけたり、不利益を与えることを言うよ。ハラスメントには、セクシュアルハラスメント（以下セクハラ）、パワーハラスメント（以下パウハラ）、モラルハラスメント（以下モラハラ）などいろいろな種類があるよ。



ぼくも、悪気無く言ってしまったけれど、等子が傷ついたならば、やっぱりハラスメントなんだね。ごめん。



セクハラのほかに、パウハラとか、マタハラ、モラハラっていう種類もあるのね。それって、よくニュースでも聞くけれど、働く場で起こることが多いよね。会社とか、バイト先とか・・・。



つまり 職場ってことか！



ハラスメントは、学校、職場、家庭、地域などあらゆる場で起こるよ。今回はポイントを絞って「職場におけるハラスメント」について教えるね！



職場でのハラスメント 編

職場で起こるハラスメントの種類はたくさんあるの。セクハラ、妊娠出産・育児休業等に関するハラスメントやパウハラなどはその代表。

セクハラについては「男女雇用機会均等法」で、妊娠出産・育児休業等に関するハラスメントについては「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」で事業主に対して防止措置、ハラスメントの対策を講じることを義務づけているよ。働く人（労働者）個人の問題として片付けるのではなく、雇用管理上の問題として適切に対処することが大切なの。



セクハラ、パウハラについてももう少し知りたいんだけど。



職場でのセクハラ・パウハラとは 編

セクハラは2つの種類に分けられているよ。1つ目が職場において性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、働く人の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで、解雇や降格、減給などの不利益を受ける「対価型セクシュアルハラスメント」。2つ目が、同じように意に反する性的な言動で、職場の環境が不快なものとなったため、働く上で見過ごすことができない程度の支障が生じる「環境型セクシュアルハラスメント」だよ。

パウハラは、同じ職場で働く人に対して、職務上の地位などの職場内での優位性（※1）を背景に、業務の適正な範囲（※2）を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為を言うよ。

※1 職場内での優位性…職務上の地位の優位性だけでなく、先輩・後輩の間や同僚間での人間関係、専門知識・経験の有無などによるさまざまな優位性が含まれます。

※2 業務の適正な範囲…業務上の必要な指示や注意・指導を不満に感じたりする場合でも業務上の適正な範囲で行われている場合は、パウハラには当たりません。例えば、上司は自らの職位・職能に応じて権限を発揮し、業務上の指揮監督や教育指導を行い、上司としての役割を遂行することが求められます。職場のパウハラ対策は、そのような上司の適正な指導を妨げるものではなく、各職場で何がそうでないのか、その範囲を明確にすることによって、適正な指導をサポートするものでなければなりません。



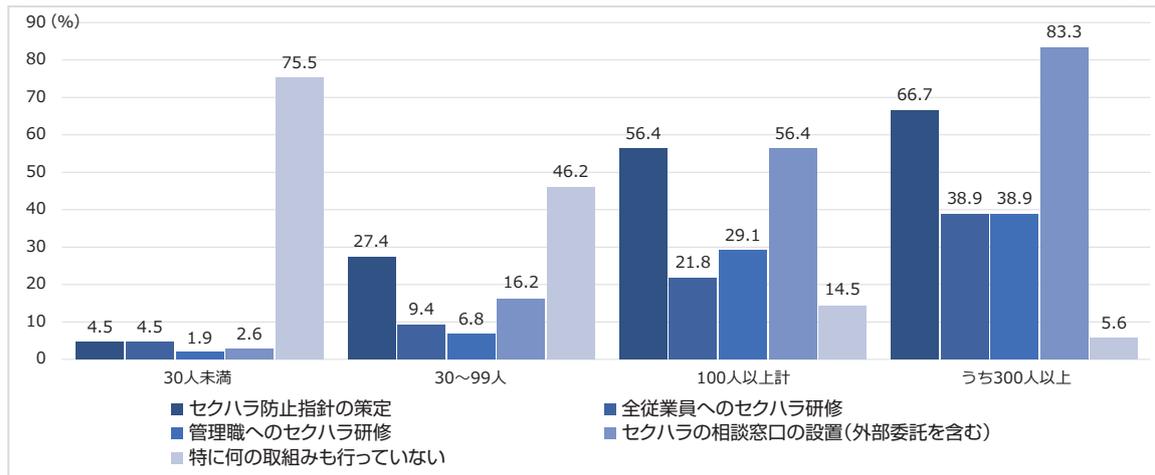
例えば、職場のエレベーターの中とかで、上司が部下のお尻などを触って、部下に抵抗されてその部下に不利益な部署に配置転換や解雇したというのが、「対価型セクシュアルハラスメント」で、同じように職場のエレベーターで、上司が部下のお尻をよく触るので、部下が苦痛に感じて就業意欲が下がって、仕事が手につかないと言うのが、「環境型セクシュアルハラスメント」って感じかな。



平男、すご〜い。理解が早いよね。でも事業主はハラスメント対策をちゃんとしてるのかしら。



昨年水戸市が行った「水戸市男女平等参画に関する事業所調査」の中に、「職場におけるセクハラへの取り組みについて」のデータがあるので紹介するね。



(「水戸市男女平等参画に関する事業所調査」より作成)

従業員が100人以上の企業では「セクハラ防止指針策定」を56.4%行っているけれど、30人未満の企業では4.5%。「特に何の取組みも行っていない」については、100人以上の企業は14.5%だったけれど、従業員30人未満の企業では75.5%という結果だったよ。



少人数の事業所では、まだまだハラスメントの対策が取られていないのね。一人でも雇っている場合は、ハラスメントの対策をとることは、事業主の義務だよってみとちゃん教えてくれたよね。



これから 編

今はセクハラと、妊娠出産・育児休業等に関するハラスメント対策が法律の中で事業主の義務とされているんだけど、パワハラ対策も法律が改正になって義務になることが決まったよ。ハラスメントは、働く人の個人の尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為で、働く人の能力を十分に発揮することの妨げになるの。これは働く人だけの問題ではなくて、企業にとっても業務への支障、社会的評価に悪影響を与えることになるから、真剣に考えないといけないの。「そんなつもりではなかった」とは言えないからね。



働く人の人間関係を円滑にするためにも、会社の生産性のためにも、ハラスメント対策は大切ってことだね。

ぼくもそうだったけれど、悪気無く言った言葉や態度が相手を傷つけることがあることを、もう一度きちんと考えなくちゃいけないね。



ハラスメントを受けたほうも、きちんと意思表示しないといけないと思う。それに相談も大切な。
黙っているともっとひどいことになる場合もあるから。困った時はすぐに相談するのが大切なのね。



ハラスメントは個人の問題ではなく、会社の問題。それに、男性から女性へとは限らないよ。男性も被害者になるし、同性同士の場合もあるの。相談は、まず会社の人事労務などの相談担当や、信頼できる上司などにしてね。会社内に相談相手がないときも、一人で悩まず下記の相談機関などに相談してね。



みとちゃん ありがとう！“男女のヒミツ” またひとつ解決したね。
これからも、困ったときはいろいろ教えてね。



かしこまりました。えへっ！

茨城労働局にお話を伺いました

茨城労働局は、厚生労働省の地方出先機関です。労働局内および県内8つの労働基準監督署内に総合労働相談窓口を設けて、職場のトラブル解決をサポートしています。事業主と労働者間のトラブルはここ数年「いじめ・嫌がらせ」がトップとなっています。セクハラやマタハラに代表されるハラスメントの対策は、事業主の義務です。事業主は、窓口の設置や防止対策の策定、社員向け研修などに取り組むことが求められています。そして、ハラスメントを受けているという労働者の方は、まずは声を上げて「やめてください」「嫌です」という意思表示をしましょう。それでも改善されず、身近に相談相手がないときは、一人で悩まずに下記の相談機関を御利用ください。

セクハラ・パワハラ
に関する相談窓口

一人で悩まないでまず相談を！

セクシュアルハラスメント・妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

茨城労働局雇用環境・均等室

☎029-277-8295

月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前8時30分から午後5時15分まで

パワーハラスメント

総合労働相談コーナー（茨城労働局内）

☎029-277-8295

月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前8時30分から午後5時15分まで

水戸総合労働相談コーナー（労働基準監督署内）

☎029-277-7925

月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前9時30分から午後5時00分まで

女性の人権に関する相談

水戸地方法務局 女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前8時30分から午後5時15分まで

労働条件（解雇・労働契約など）労働関係に関する相談（要予約）

茨城県社会保険労務士会 総合労働相談所

☎029-350-4864

毎月第4火曜日 午後1時30分から午後4時30分まで

（予約用）

会場 水戸市役所「市民相談室」 ※電話・メールでの相談は行っておりません。

水戸市男女平等参画に関する「市民調査」と「事業所調査」を行いました。

令和元年度に新しい「水戸市男女平等参画推進基本計画（第3次）」を策定します。そこに市民の皆さんの意識や意見を反映させるため「水戸市男女平等参画に関する市民調査」と「水戸市男女平等参画に関する事業所調査」を行いました。調査の概要と結果の一部をご紹介します。

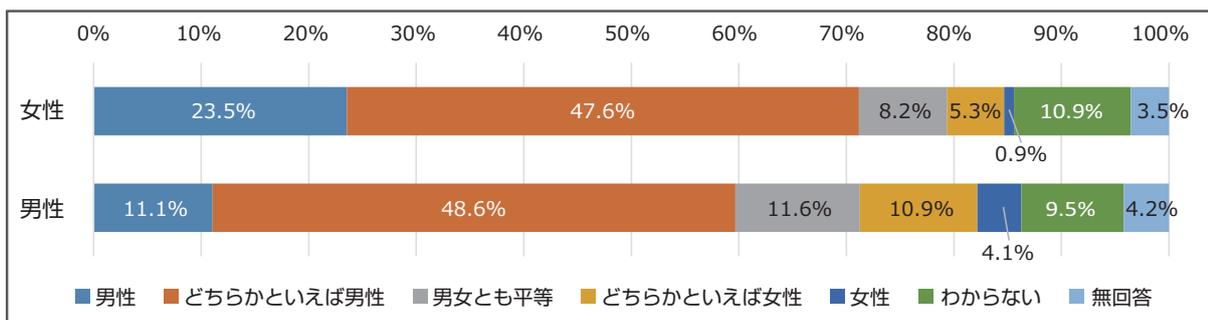
【市民調査】（男女の働き方とライフスタイルに関する水戸市民アンケート）

- ・ 調査対象 水戸市内に居住する 18 歳以上の男女 4,200 人
- ・ 標本抽出方法 住民基本台帳より、性別年齢階層別に層化無作為抽出
- ・ 調査期間 平成 30 年 4 月 26 日（水）～ 5 月 21 日（月）
- ・ 回収率 43.0%

【事業所調査】（水戸市で働く男女の労働実態に関する事業所調査）

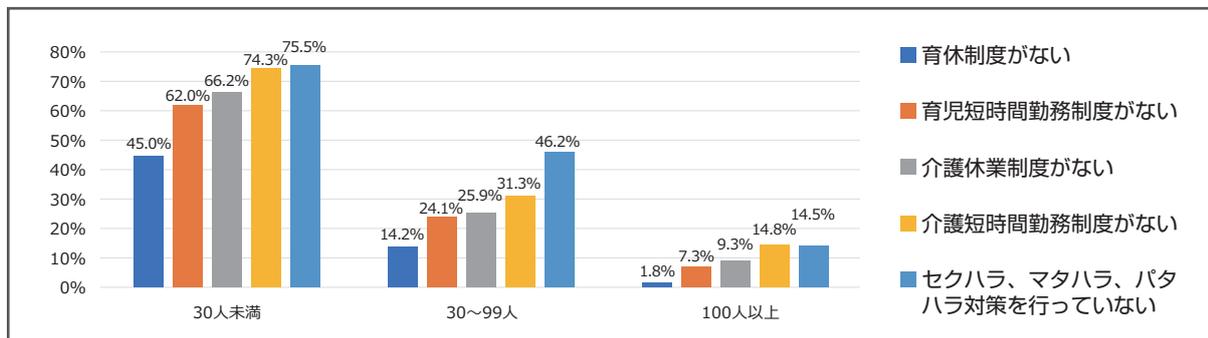
- ・ 調査対象 水戸市内の企業従業員数 5 人以上の単独又は本所の民営事業所
- ・ 標本抽出方法 総務省統計局「平成 26 年経済センサス基礎調査」（平成 26 年度）における上記事業所のうち、1,000 事業所を従業員企業規模別層化無作為抽出
- ・ 調査期間 平成 30 年 5 月 8 日（火）～ 5 月 28 日（月）
- ・ 回収率 32.7%

社会全体における男女の平等感は低下（回答者数 1,772 人）【市民調査から】



「社会での男女の優遇度」に関する認識は、「男女とも平等」と答えた人は全体で 9.5%（女性 8.2%，男性 11.6%）しかいなかった。前回の意識調査（平成 24 年度）の全体で 20.5%に比べるとかなり低いという結果が出た。

各種制度・対策の整備は企業の規模により大きな差【事業所調査から】



事業所調査の結果をもとに茨城大学後藤玲子教授が作成

各種制度・対策を整備していない事業所の割合は、企業規模によって大きく変わり、特に、企業規模が 30 人未満の事業所で、両立支援制度やハラスメント対策が遅れているという結果が出た。

詳細につきましては、水戸市ホームページで見ることができます。

水戸市男女平等参画課 市民調査・事業所調査

検索



9月は水戸市男女平等参画推進月間です

水戸市では、平成17年度から毎年9月を男女平等参画推進月間と定め、広く市民や事業者の皆さんの理解と関心を深めるための取組をしています。推進月間では、市民団体との協働によりヒューマンライフシンポジウムや講座を開催します。ぜひご参加ください。

令和元年度
男女平等参画推進月間

ぼくの考え わたしの考え
二つが合わさり
新たな発見

9月
September

新しい令和の時代
～政策決定の場に私たちの力を！～
みと文化交流プラザ201 会講室 午後1時00分～

9/21 (土) [水戸市男女平等参画基本条例]制定後20年を前に
～新しい時代につなぐために～
みと文化交流プラザ501 研修室 午後1時30分～

9/28 (土) 21世紀の家族像
～多様化する家族観と性～
みと文化交流プラザ501 研修室 午後1時30分～

9/29 (日) [共生社会:あなたとわたしの心のつながりを求めて]
～ジェンダーの視点から～
みと文化交流プラザ501 研修室 午後1時00分～

9/1 (日) ヒューマンライフシンポジウム2019
女と男未来へつなぐメッセージ
みと文化交流プラザ6階大会講室 午後1時30分～
講師/三浦 瑠麗氏 (国際政治学者)

9/8 (日) 男女平等参画映画祭
上映作品「六舟の三姉妹」
みと文化交流プラザ6階大会講室 午後1時30分～

9/21 (土) 「地域力UP! 夢・仕事はひらめきから」
～起業でまちづくり～
みと文化交流プラザ501・502 研修室 午前10時15分～

【お問い合わせ】 水戸市男女平等参画課 ☎ 029-226-3161

水戸市市制施行130周年記念
水戸市男女平等参画推進月間事業

**ヒューマンライフ
シンポジウム2019**

女と男
未来へつなぐ
メッセージ

講演
「地方と政治と未来」
～自分らしく今を生きる～

国際政治学者
みうら るり
三浦 瑠麗氏

令和元年
9/1 (日)

会場 みと文化交流プラザ6階 (五軒町1-2-12)
※お話しの際は公共交通機関をご利用ください。

定員 250名
(定員になり次第締め切り)

申込
問合せ 参加・保育のお申込み及びお問い合わせは
水戸市男女平等参画課 TEL 029-226-3161
〒310-0063 水戸市五軒町1-2-12 みと文化交流プラザ6階

要申込 事前に申込み
お申し込みください。 入場無料 手話通訳あり

開場: 13時00分
開演: 13時30分

主催/水戸市 企画運営/NPO法人 M・I・T・O 21

令和元年度男女平等参画推進月間の標語が決まりました

【最優秀作品】

ぼくの考え わたしの考え 二つが合わさり 新たな発見

渡里小学校 6年 ^{あさかわ} 浅川 ^{だいち} 大智さん

【優秀作品】

みんな平等 だれもが主役の 明るい社会

寿小学校 6年 ^{きみやま} 君山 ^{まな} 真菜さん

「今日は俺、明日は私」協力し合う 家事・育児

第二中学校 2年 ^{いしかわ} 石川 ^{ほのか} 穂佳さん

【佳作】

母が切り 父がみそ入れ 兄よそる 私がかたづけ リレーでつなぐ朝ご飯

妻里小学校 6年 ^{たんげ} 丹下 ^{あいこ} 愛子さん

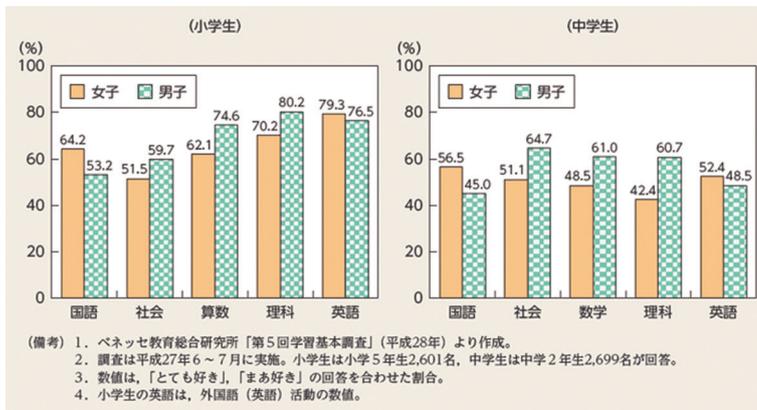
家事育児 パパの目 ママの目 地域の輪

水戸市 ^{ましこ} 益子 ^{はつみ} 初美さん

男・女に参画 認めて創る 協働社会

水戸市 ^{とみた} 富田 ^{みつぎ} 貢さん

(図1) 好きな科目 (小学生・中学生, 男女別)



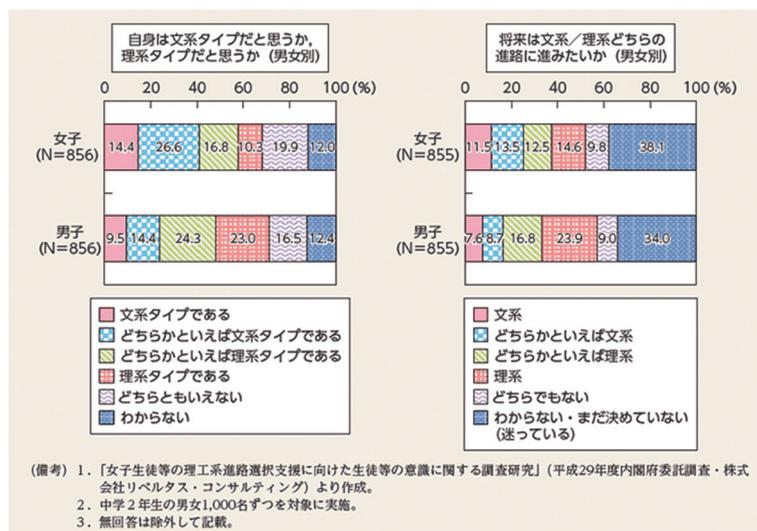
(令和元年版男女共同参画白書より)

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年)によると、66.4%の人が、「学校教育の場」において男女の地位は平等になっていると回答しています。しかし、大学(学部)における専攻分野(理系、文系)には、男女の偏りが見られ、女子の理系への進学はこれまで男子に比べて少ない状況といわれています。そこで小学生・中学生の時期の好きな教科や進路選択の調査に注目してみます。

平成27(2015)年に実施された、ベネッセ教育総合研究所の調査によると「好きな教科」について、小学生、中学生共に男女で違いが見られます。(図1)女子は男子に比べて、国語や英語を好きと答える割合が高いのですが、男子は女子に比べて、社会や算数(数学)、理科が好きで割合が高くなっています。男女差が大きな教科は、小学生では算数、中学生では理科となっています。女子に注目してみると、小学生の好きな科目は、英語、理科、国語、算数、社会の順となり、国語よりも理科のほうが好きという回答が多く、3位の国語と4位算数の差も僅差となっています。しかし、中学生になると、国語、英語、社会、数学、理科の順となり、理科については、5位にまで低下しています。

また、平成29(2017)年度調査の中学2年生を対象とした「女子生徒等の理工系進路選択支援に向けた生徒等の意識に関する調査研究」によると、自分は「理系タイプである」もしくは「どちらかといえば理系タイプである」と回答した女子は、27.1%、自分は「文系タイプである」「どちらかといえば文系」と回答した生徒が男子の23.9%より多くなっています。(図2)更に、将来は文系と理系のどちらの進路に進みたいかの質問に対しても「わからない、まだ決めていない」が男女共に多いが、男子に比べて女子は「文系」「どちらかといえば文系」と答えた生徒が25.0%と男子の16.3%よりも多い結果が出ています。

(図2) 文系・理系に対する意識 (中学生, 男女別)



(令和元年版男女共同参画白書より)

男女平等参画社会推進のために・・・

男女平等参画推進委員会

男女平等参画社会の推進のために設置された、市民・事業者・学識経験者から構成される委員会です。総合的な施策と重要事項を調査審議します。

男女平等参画苦情処理委員会

男女平等参画に関する苦情の申し出を、公平・中立な立場に立って調査し、解決を図っていきます。詳細は、水戸市男女平等参画課までお問い合わせください。

編集後記

皆さん毎日暑いですね。ここ数年、ゆっくりと自分のために使う時間を忘れていたような気がします。今年は、「季節を感じること」を心がけ、夏野菜作りにチャレンジしてみました。数は多くはないけれど、食卓に色どりを添えることができました。そんな余裕をこれからも持ち続け、仕事もがんばりたいと思います。(Y)

発行日/令和元年8月 発行/水戸市
 編集/男女平等参画課
 〒310-0063 水戸市五軒町1丁目2番12号
 みと文化交流プラザ5F
 TEL 029-226-3161 FAX 029-226-3162
 ホームページ/ <http://www.city.mito.lg.jp>
 印刷/関東印刷株式会社

